

# 講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義, 新視角, 新史料」及び、セミナー「ヘンリ 3 世治世 1216-1272年」—翻訳と解説

朝 治 啓 三

## 解 説

2018年10月に、連合王国ロンドン大学キングズ・カレッジのデイヴィッド・カーペンター教授が来日され、東京と大阪でマグナ・カルタに関するテーマで講演をされた。さらに関西大学では、講演の後、ヘンリ 3 世時代のイングランド国制史の新しい研究動向についてセミナーを開かれた。本稿はその講演とセミナーのもとになった原稿の翻訳である。マグナ・カルタに関するテーマでの講演は東京大学と関西大学で行われ、それぞれ東京大学文学部西洋史研究室、関西大学文学部が主催者である。どちらの講演会も西洋中世学会と法制史学会の後援を受け、それぞれのホームページに会の案内が掲載された。東京大学での講演には東京圏だけでなく九州や関西圏の複数の大学の教員も参加し、西洋史とは異なる専門家の質疑も行われて、研究意欲を高めあう講演会となった。講演後にはヘンリ 3 世治世国制史に関するセミナーが関西大学で行われ、関西大学の教員、学生、院生のみならず、関西圏や中京圏の大学から教員、学生、院生の参加があり、若手研究者が質問した。

今回の講演のタイトルにある新視角と新史料とは何か。新史料として講演の中で示されたものの一つは、1215年版マグナ・カルタの最初の写しが各州宛てに配布された際、カンタベリ大聖堂に保存されることになったマニュスクリプトの新しい解読と、それが18世紀に印刷・出版された版との同定である。このカンタベリ版マグナ・カルタのマニュスクリプトは、現在大英図書館に保存さ

れているが、18世紀の火事による損傷が大きく判読困難な状態が続いてきた。カーペンター教授と、ニコラス・ヴィンセント教授（イースト・アングリア大学）とが参加するマグナ・カルタ・プロジェクトの共同研究の結果、19世紀に一度試みられたにも拘らず、成功しなかったこのマニュスクリプトの解読の努力が、今回ある程度の成果を上げた。それに基づいて、カーペンター教授は18世紀に印刷されたカンタベリー版マグナ・カルタを、自著の表紙の図版として採用された。カンタベリー大聖堂の文書群の1300年頃の登記簿にはマグナ・カルタのマニュスクリプトが受け入れられたことが記録されており、1215年6月にラニミードで公布された「原本」の転写文書のうち、ある版が加筆転写した箇所をそのまま引き継いでいること、そしてそれはソールズベリやリンカンのマグナ・カルタと共通していることが判明した。その結果、現在4通あるマグナ・カルタの「原本」の一つであることが再確認された。

このカンタベリー版マグナ・カルタは1630年に、エドワード・デリングによってドーバー城から、ロバート・コットンへと送られた。コットンの写本コレクションは1702年に大英博物館の前身のコレクションとなった。その後それはウェストミンスタのアッシュバーナム・ハウスへと移されたが1731年10月の火事でひどく毀損した。国王ジョンのシールも溶けてしまった。今回のマグナ・カルタ・プロジェクトではデジタル手法が功を奏して、内容の一部の解読が進んだ結果、上記の発見がなされた。

新史料の第2点は、マグナ・カルタの写本が、1215、1216、1217、1225年に各州宛てに配布されたことは知られているが、それらを受け取った側の史料も残されている例が多く判明したことである。それだけではなく、6月15日前後にラニミードでのジョンとバロンたちとの交渉中に生み出された、草案とでもいふべき非公式テキストが多数存在し、それらがその後王国の至る所へと流布したことが新たに判明した。各州に送られたマグナ・カルタの写本やその関連文書は、その周辺に位置する修道院のカーテュラリに転写されたり、法律専門家がそれを法律文書集成の中に転写して、コメントを加えた。条文番号を付加

講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

したコピーもあり、写本相互間の相違点に言及したコメントもあるという。ドーセットのサーン修道院に残されたカーチュラリーの中のマグナ・カルタには、1225年版の立会人のリストが、身分の上下に順位がつけられ、しかも大文字で既述された。公布されたマグナ・カルタは、複数の草案に基づくジョンとバロンたちとの討議の結果成立したものであることが判明した。これらはマグナ・カルタ・プロジェクトのホームページで確認できる。

次に新視角とは何かを見よう。従来の研究ではマグナ・カルタを発行した国王や、彼と交渉したバロンたちの立場から、王国の成文法としての大憲章が制定されたという側面に関心が集中していた。今回のプロジェクトによって、上記のような複数の写本が存在し、しかもそれらが王国の各地に存在することが判明した。それらを手に入れ、読み、その規定が自分たちの生活に変化を及ぼすことに興味を持つ地方住民が存在したことを物語っているのではないかと、という視点が新しい。

第48条が、州の裁判集会で選出され、州における司法や行政を担うことを期待された地方在住の騎士たちに、国王の地方役人であるシェリフたちの不正を審問調査し、是正する権限を与えたことは、マグナ・カルタの公布をめぐる交渉がジョンとバロンたちとの間だけの出来事ではなかったとみなせると、カーペンター教授は主張している。6月にジョンのシールを付して公布されたマグナ・カルタの写本がその後各州に配布された時、州の裁判集会で参加者である自由人に読み聞かせるべく手配するよう、命じられたのも騎士たちであった。地方にはジョンに地方統治策を改革させたい住民が幅広く存在したのではないかと、という視点を、今回の講演は提起している。

これらの新史料の発見と、新視角の導入によって、カーペンター教授が結論するマグナ・カルタの歴史的意義とは何か。それは1225年版の大憲章が、1215年版のそれと異なる点に求められる。1215年6月にはジョンはランミードにおいて、武装したバロンたちに強制されるような状況の中で、譲歩して特許状として大憲章を与えた。1225年には、彼の息子のヘンリ3世は、王国民が彼の求

める税を支払うという条件の見返りとして大憲章を下賜した。この手続きが取られたことから、カーペンター教授は、大憲章が合意の上での文書であり、国王と彼の王国の住民総体との間の自由意思での取引であったとみなす。それだけではなく、1215年にはマグナ・カルタ公布の際には、カンタベリー大司教は関与しなかったが、1225年には司教たちと共に大憲章の立会人となった。そして大憲章に違反するものには破門の宣告をするとの威嚇を付け加えることで、大憲章支持を明確にしたことをカーペンター教授は力説された。

マグナ・カルタが規定する、国王の課税には王国民共通の同意が必要であるという原則は、1225年にヘンリ3世によって確認されたことを意味する。1215年当時は、その王国民とは聖俗貴族や限られた範囲の自由人に過ぎなかったが、1225年の再公布時にはその他の自由人にまで拡大されたと、教授は解している。その了解の上に、パラメントが制度化され、封建的大貴族や高位聖職者の他に、州代表や都市代表が参加する原則が成立すると予測できよう、と示唆されるところで講演を締めくくられた。

次に講演当日の会場出席者からの質問と、カーペンター教授からの回答について触れておこう。まず講演全体の主題に関する質問について。マグナ・カルタが今日に至るまで長い生命を保ったことが、講演では強調されていたが、その理由は何かという質問がなされた。これについて、13世紀を通じてマグナ・カルタに示された原則が、具体的事件の際に言及され、それに基づいて具体的解決策が取られたことが、定着する理由となる。17世紀のクックによる研究と政治行動が再びマグナ・カルタの生命を与えたことに続いて、新大陸への植民者たちによるマグナ・カルタの復活と神話化が、ブリテン島以外の世界への拡大の原因となり、また法律に止まらず、社会の諸分野への拡大を促した、と回答された。

更に、講演ではヘンリ3世は父ジョンと異なり、直臣からの封建的義務の取り立てよりも、王国民全体からの援助金に依存する政策を採り、マグナ・カルタの規定に基づいて「王国の共通の助言」を得る形での課税を実行したことの

講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

延長線上に、パーラメントが制度化され、議会制という国制が定着したという見通しを述べているが、ヘンリ3世治世の1237年以後、バロンは課税への同意を与えず、1270年まで王はこの形式での援助金を得られなかった。従って13世紀に議会制の起源を求めることは困難ではないか、という質問があった。カーペンター教授は、これに対して、1215年にはパーラメントの用語は用いられていないがそれに相当する封臣の集会は1227年以後存在し、1237年以後にはパーラメントの語も記録されていると回答した。14世紀以後の議会制との連続性については回答されなかった。

第3に、講演ではカンタベリ大司教スティーヴン・ラングトンがマグナ・カルタ成立に与えた影響が、司牧に留まるのか、実際の政治的効果を持つものであったのかについての質問が複数提出された。これに対するカーペンター教授の回答は、ラングトンは実質的に反乱者バロンの側に立ち、その故に教皇から職務停止処分を受けたため、マグナ・カルタ成立には関与していないと、これまではみなされてきたが、最近のヴィンセント教授やソフィー・アムブラー博士らの詳細な研究に拠れば、ラングトンがジョンと反乱者バロンたちとの間にたち、仲裁を試みていた状況が判明したことを指摘された。しかも1225年の再版の際にはみずから立会人となり、マグナ・カルタ違反者への破門宣告の威嚇を表明するなど、その文書の有効性確保に尽力したことを強調された。

第4に、マグナ・カルタが地方の自由人にまで浸透していたという論点に関して、彼らにラテン語文書を理解する能力があったのか、という質問があった。これに対してカーペンター教授は、1215年版はフランス語の草案も作られた、また、13世紀にはマグナ・カルタに言及した公文書に、英語への翻訳を行うよう命令されている箇所が見られることから、13世紀末までにはマグナ・カルタの英語版も存在していたであろう、まだテキストとしては発見されていないが、と回答された。

これらの他、マグナ・カルタをめぐる政治状況についての質問もあった。例えば、反乱派バロンは、ジョンに代わる国王候補として、ジョンの息子ではな

く、フランス王のルイを選んだ理由は何かも、その一つである。また、比較史の立場から、アラゴンのペドロ2世が諸侯と結んだ文書とマグナ・カルタとの関連を問う質問も見られた。カーペンター教授はアラゴンの文書と関連性は否定され、むしろハンガリーの金印勅書や、シモン・ド・モンフォール5世のアルビジョワ十字軍の戦争中に成立したパミエ条約に近いと述べられた。

カーペンター教授を日本へ招聘できたのは科学研究費（代表：朝治啓三、課題番号18K01053）による補助の結果である。関係者に謝意を表す次第である。さらに講演会設営に協力された東京大学文学部の高山博教授と、関西大学文学部長藤田高夫教授に感謝申し上げる。

解説（英文要旨）

**Introduction to Professor Carpenter's lecture  
in Tokyo and Kansai Universities in October 2018**

On the fourteenth and seventeenth of October 2018, Professor David Carpenter of King's College, University of London, gave a lecture on Magna Carta, one at Tokyo University and the other at Kansai University, Osaka, Japan. There gathered many Japanese scholars studying the medieval history of Europe. They enjoyed a question and answer session and gained new perspectives of Magna Carta research. Young scholars also attended his seminar at Kansai University asking stimulating questions on the seventeenth of October. Title of the lecture is 'Magna Carta, its historical significance: new perspectives and new discoveries'.

What are the new discoveries? In his lecture Professor Carpenter displayed the newly discovered Canterbury Magna Carta in the eighteenth

講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

century engravings by John Pine using power-point on the screen. Professor Carpenter and Magna Project researchers have identified Pine's engravings as the Magna Carta sent to the cathedral of Canterbury in 1215, which was too much damaged to read by fire in the eighteenth century and is now kept in British Library. Its identification has been attempted in the nineteenth century, but the recent project first succeeded in showing that the Canterbury Magna Carta can now be joined to those at Lincoln and Salisbury as being sent in 1215 to cathedrals. We thus have a new understanding of the role of the church in preserving the Charter. This part of the lecture impressed the Japanese scholars in the auditorium profoundly. Then they also asked Professor Carpenter for the details of identification process.

Professor Carpenter also stressed that copies of various editions of Magna Carta, 1215, have been discovered in many parts in Britain. Many of these derive from drafts of Magna Carta on which John and rebel barons negotiated in Runnymede in 1215. The copies of those drafts are known to be brought to local societies all over Britain. They are kept in cartularies and chronicles of monasteries, and legal collections made by lawyers. That the chapters were often numbered and analyzed is a new knowledge to Japanese scholars. Professor Carpenter stressed that knowledge of the contents of a law code or constitution is vital for its survival.

These new discoveries lead us to a new perspective. Not only rebel magnates who negotiated issues at Runnymede but lesser barons and gentries in local society seem to be much interested in the governmental reforms discussed in Magna Carta. We can imagine that they were eager to attain the contents of the reform. This is a new point to be discussed by Magna Carta historians. Chapters 18 and 48 gave an important role to knights, elected in the county courts, in administering justice and reforming local government. The

chapters facilitating litigation under the procedures of common law benefitted all free men. Some of gentries and free men in local societies had suffered from the malpractices of the king's local agents, his sheriffs, castellans and bailiffs. That those dissatisfied local gentries and free men grasped their own local problems in relation to the reform of central government is a new perspective for Japanese medievalists. They recognized that Magna Carta was not just a baronial document as sometimes suggested.

Professor Carpenter concluded his lecture by saying that the 1225 Magna Carta had a different effect from the 1215 one. In 1215 King John was forced by the rebel barons to accept the charter of liberty, but in 1225 his son, Henry III, granted the new Charter in return for a tax to the whole kingdom. Professor Carpenter interprets this act as a consensual transaction, part of freely made bargain between the king and his subjects. The historical significance of Magna Carta can be recognized here. The fact that it became a consensual document was vital to its survival. The consensus was helped by Stephen Langton, the archbishop of Canterbury, who for the first time supported the 1225 Magna Carta with sentences of excommunication against all contraveners.

One of the questions asked by participants of the lecture at Tokyo University was about Magna Carta's significance in the constitutional history of parliamentary state in Britain. Even though Henry III granted the 1225 charter with the agreement of whole of the British subjects, after 1237 they refused to accept further taxation till the end of his reign. Professor Carpenter answered that the Charter laid down such taxes needed the common consent of the kingdom. It thus played an important part in the development of the parliamentary state.

Another question was about its long life and worldwide spreading of



講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルターその歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

Magna Carta. Professor Carpenter answered that in the seventeenth century Pilgrim Fathers brought the spirit of Magna Carta to the new continent. Later the principles of Magna Carta were very important in the days of Independence War to the founding fathers of the American Constitution. This contributed to establish the Magna Carta spirit in America and then in the whole of the world.

The third question was about an English translation of Magna Carta. Given it was written in Latin, how could the ordinary people in local society know the contents of Magna Carta if it was sent to their county from the king? Professor Carpenter answered that there must have appeared English translated versions of Magna Carta before the end of the thirteenth century, though not so far discovered. This answer was quite stimulant to the audience, since it was quite a new knowledge.

翻 訳

講演

デイヴィッド・カーペンター

「マグナ・カルターその歴史的意義、新視角、新史料」

2018.10.14（東京大学）及び17（関西大学）

2015年はマグナ・カルタの800年記念の年であった。国王ジョンがテムズ河畔のラニミード、それはウィンザーとステインズの間にあるが、その牧草地で、のちにマグナ・カルタとして知られることになる文書の作成と捺印を認証したのは、1215年6月15日のことだった。ラニミードはその場所としての雰囲気を残しており、この特許状に関する交渉が行われていた1215年6月の10日間の状況、すなわち、国王の仮設建物がサーカスの大テントのように、牧草地一帯に

立ち並んでいるバロンや騎士たちの小ぶりのテントを見下ろすが如くに聳えている、という場面の雰囲気を残している<sup>1)</sup>。今日ではロンドンのヒースロー空港を飛び立ったジェット機はラニミード上空をかすめ、その後牧草地の端まで飛んで、かなたの空へと飛び去るのである。それはあたかもそれらのジェット機がマグナ・カルタを世界の隅々にまで運んでいくかのようである。そしてこの特許状は実際、世界中の国制史の中で最も有名な文書の一つになった。それはアメリカ合衆国を築いた英雄たちにも影響を与えた。20世紀にはガンディやマンデラがともに、マグナ・カルタを自らの主張の拠り所とした。

最初に文書自体について一言。マグナ・カルタは3550語からなるラテン文書で、便宜上63か条に分けられている。原文には番号は振られていないが、新しい節の最初の文章の先頭が大文字で書かれていることから、区切り目ができるようになってきている。「マグナ・カルタ」は英語で「大きな特許状」という意味だが、文書自体にはその語は書かれていないし、1215年にはそう呼ばれてはいなかった。どのような経緯でこの呼び名が現れたかは後述する。ジョンは特許状として原文をただ1通だけ発行したのではなかった。そうではなく、彼は少なくとも13種の原文を、それらは実質的には同一であるが、国中に行き渡らせるために発行した。そのうちの一つがリンカン大聖堂に保存されており、他の一つがソールズベリー大聖堂に、そして他に二つがロンドンの大英図書館に所蔵されている。(あとで触れるが)最近の分析に拠れば、大英図書館のテキスト(原文)のうちの一つはもとはカンタベリー大聖堂に保存されていた。いま画像で示すと、このような18世紀の銅版刷用製版の中に示されているものになる。というのは、なんと現在では、それはこのような状態にあるからだ。(訳注1)

マグナ・カルタの内容の大部分は、今日の翻訳版においてさえ、はるか彼方の、そして古色蒼然たるもののように思える。それはウェイニジ(中世の農機具)、罰金、ソーケイジ(犁奉仕保有)、ディストレイント(差し押さえ)といった専門用語に満ちているからだ<sup>2)</sup>。それらを扱う条文は重要性の点ではマイナーに思えるかもしれない。その一つはテムズ河やメドウェイ川のウィア

講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ―その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」―翻訳と解説（朝治）

（築）を取り除くことを要求する条文である。しかし中には今日でも非常に明確な重要性を持つ条文もある。第12条には、国王は王国の共通の同意なしには課税をしてはならない、とある。第39条には、国王は同輩の判決に拠るか、或いは王国の法に拠るのでなければ、人を逮捕したり、その人の財産の占有を侵奪することはできない、とある。第40条には、国王は裁判を拒絶したり、遅らせたり、売り物にしてはならない、とある<sup>3)</sup>。このようなさまざまな方法で、マグナ・カルタは法の支配の基本原則を断言している。国王は法の下におかれ、その法とはマグナ・カルタそのものが作り出しつつあるものであった。国王は今後は彼の臣下を恣意的やり方で扱ってはならなくなった。マグナ・カルタの諸条文は今日でもなおイングランドの制定法集に掲載されている<sup>4)</sup>。マグナ・カルタは現在の政治討論にも登場する。「ガーディアン」紙の見出し文は、テロリスト容疑者が90日間拘留される規定の根拠は、「マグナ・カルタを守るため」であると述べている<sup>5)</sup>。2015年には、裁判を売り物してはならないことを約束した第40条が、法的保護に関する政府の政策変更に対抗する人々によって引用されている。

1215年にはマグナ・カルタの背景にある考え方には、新しいものは無かった。それらの考え方は何世紀にもわたって引き継がれてきたものであり、ヨーロッパの各地に見られるものの一つに過ぎなかった<sup>6)</sup>。12世紀にローマ法とカノン法の研究によって強化された結果、その考え方はスペイン、ハンガリー、そしてフランス南部においては、成文化されて法律や制度にまでなった<sup>7)</sup>。しかし支配者に対する最も急進的で詳細な制限にまで至ったのは、イングランドにおいてであった。その理由はイングランドでは、支配者がノルマンディからピレネーに至る大陸の帝国を維持するという圧力の所為で、とりわけ要求過多で押し付けがましかったからである。1199年のジョンの王位継承時までには、こうした国王による金銭的要求の高さについて既に抗議が行われていた。それはその後さらに悪化していくのである。1204年にジョンがノルマンディとアンジューをフランス王に奪われると、彼は失った帝国を取り戻すのに必要な金、

それは結果的には年収の3倍に上ったのだが、それをイングランドで集めるために、その後の10年間を費やした<sup>8)</sup>。1214年に行われた帝国領回復を決定するはずの遠征は全くの失敗に終わった。ジョンは金を使い果たしてイングランドに戻り、彼の威信は傷ついた。翌年、彼の直臣（バロン）たちが反抗し、彼にマグナ・カルタを譲与させた。直臣たちは他にも不満を持っていた。ジョンは慣習や同意の原則を守ると口では言いながら、実際の彼の支配は無法状態のままであった。彼は気ままに人質を取り、バロンから法的手続きなしに土地や城を略奪し、彼の怒りを鎮めるために、そして国王の好意を回復するためと言って多額の金銭を要求した。貴人が捕虜となった時には丁重に扱われるべしという騎士道の時代にあつては、ジョンは残虐者とみなされた。彼は甥のアーサーや、当時最も高貴な女性であるマティルダ・ド・ブリオーズを殺害した。彼女とその長男はコーフ城の牢で餓死させられた。同時代の著作者が述べるように、ジョンは「悪い性格の塊」であった<sup>9)</sup>。

その結果ジョンは1215年には法の下におかれた。しかし1215年のマグナ・カルタは、国王の臣下全てに同等の取扱いを提供するものでは全くなかった。人々の構成という視点から見れば、マグナ・カルタは階層ごとに異なる意味を持つ文書で、不和を引き起こすものになる文書であった。それは数百万人の人口のうちの、数百人強のバロンのエリートたちの利害をしばしば反映していた<sup>10)</sup>。こうして、朝治教授が既に指摘しているように、マグナ・カルタが共同体という概念を喚起するとき、それは実際には高位のバロンたちの小さな集団からなる共同体を想定していた<sup>11)</sup>。マグナ・カルタは実際には社会の階層状態を反映しているのみならず、ところどころでその分裂状態を強化しようとさえ意図している。課税には王国の共通の同意が必要と決めながら、その同意を与える集会は、伯、バロン、司教、大修道院長が優先的に出席するものであった。ロンドン市民たちは自分たちの参加があるべきだと考えていたのであるが、ロンドンにもその他の都市にも議席は与えられなかった。言い換えれば、庶民院に相当するものは無かった。

講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

課税に関する条文では、王国の良き高位者は、少なくとも国王の恣意的収奪から、自分たち以外の王国民を守る者とみなされ得たであろう。しかし王国民がマグナ・カルタの恩恵を受けるという点で、平等に分け前に与っていたとはとても言えない。実際おそらく人口の半数を占めたであろう不自由人である農奴は、上に述べたような恩恵を公式には全く共有できていなかった<sup>12)</sup>。マグナ・カルタの中の様々な特権は王国の「全ての人々」に与えられたのではなく、「全ての自由人」に与えられたのである。今日でも制定法集に残されている、最も有名な条文は、次のように書かれている。

「如何なる自由人もその人の同輩者による適法な裁判、或いは国の法によるのでなければ、逮捕されたり、投獄されたり、所有権を奪われたり、法外者にされたり、亡命させられたり、或いは如何なる方法によってであれ、破壊されたりすることはない。また余はその人に敵対しないし、その人に対して役人を派遣することもない。」

つまり、恣意的逮捕や所有権剥奪から守られたのは「自由人」だけであった。マグナ・カルタに関する限り、国王にしても諸侯にしても、自分たちの不自由保有者から意のままに所有権を剥奪することは、全く自由だった。それを実行するという脅しこそ、農民の労働力を支配する際の不可欠の武器であった。

次の条文も同様に今日の制定法集に記載されている条文だが、より普遍的な内容に見える。

「如何なる者に対しても余は権利や裁判を否定したり、遅らせたり、売り物にすることはない。」

しかしこの条文は不自由民にとっては、想定されるほど有益であったとは言えなかった。農奴は彼らの土地や奉仕に関する如何なる事例であれ、国王法廷に出訴することはできないと、その法自身が規定していたからだ。それらの事例を決定し得る権限は完全に領主が掌握していた。ある法書が述べているように、農奴は、起床した時点では、その日の夜までに自分が領主のためにどんな奉仕をさせられるのか、知らされることはない<sup>13)</sup>。マグナ・カルタの中で特に

不自由人を保護した条文は、想定されるよりはるかに少ない。第20条では、農奴に課される罰金は、違反の程度に照応するべきであり、その評価は地元民によって為されるべきであると規定されていた。(訳注2) ラニミードでの交渉の際に、この条文は次のように書き直された。問題になっている罰金は、国王が課す罰金を意味すると。言い換えれば、領主が課す罰金にはこの条文は適用されないことを意味する。領主は自分の支配する農奴を国王から守るが、それは自分が農奴からすべてを収奪するためであった。

女性についてのマグナ・カルタの態度は、もっと陰影のあるものであった。未亡人を再婚を強制されることから守るという重要な条文がある。第39条は「自由人」と述べているが、しかし「人」とは「すべての人」を意味していただろうか<sup>14)</sup>。なるほど、この条文はおそらく、ジョンがマティルダ・ド・ブリオーズを餓死させた非道に関する交渉の結論であろう。しかしその条文はまた、男と女の間の不平等性をも反映していた。マグナ・カルタには34人の男性の氏名が登場する。女性の氏名は3例のみである。すなわちジョンの妃と、スコットランド王アレクサンダー2世の姉妹たちである。何れも個人名は記されていない。このことは女性が公的生活で果たしていた役割が限定されたものであったことを示す、本質的な事例である。もし自由人の女性が第39条の規定によって同輩の判決を得ることが出来たととしても、それらの同輩というのはすべて男性であった、何故なら女性は陪審の一員にはなれなかったからである。第39条はまた、法外化について規定する際にも、女性には全く触れていない。というのは女性は法外化される権利を放棄しているが故に、すなわち「持ち主不明の動物」とみなされたので、法外化されないからだ。結果的には同じ効果を持つことになった。女性が権利放棄したとみなされた場合には、法外化された男性と同様に、その場で直ちに殺されることもあり得たのだ。しかしこの区別は、女性が如何に男性に従属的であったかを示している。女性が国王に対して忠誠宣誓を行うことが無いのは、理論的には女性は男性の、つまり父、夫、或いは領主の、保護下にあるからという理由による。従って女性は「法の内」に

講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

はなく、その結果「法外化」されることはないが、その代わりに「権利放棄」したとみなされた。マグナ・カルタの第54条にだけ女性（femina）という語が見られるが、そこでは、殺人事件を告発する際に、女性が男性よりも低い地位に置かれるように意図されている。これが示唆するのは、女性は信用されていなかったということである。

したがって、マグナ・カルタを、利己的な男性のバロンたちが人口の大きな部分を占める人々の犠牲の上に、自己の利益のために取り計らった、「封建的」文書として一蹴することは容易である。今日ではそのような見解が大いに主張されている。しかしこれは誤解である。マグナ・カルタはもっと広い範囲の対象者に訴えるものを持っている。第1条は教会の自由を保護している。第12, 13条はロンドンやその他の都市の特権を保護している。第18, 48条は、州の裁判集会で選出され、司法行政を担い、地方統治の改革を担当した騎士たちに、重要な役割を付与している。それらの条文はコモン・ロー手続きの下での訴訟を機能させ、全ての自由人（つまり人口の半分程度）に恩恵を与えた。実際これらの条文は現実面では大バロンたちの利益に反していた。というのはそれらがバロンたち自身の法廷の裁判権を掘り崩しかねないからであった。多くの条文は、国王の地方役人、すなわち州長官、城守、代官などによる不正行為を防止するものであり、不自由人にとってさえ多くの利益を与える内容であった。こうしてマグナ・カルタは、社会の広範な対象者の不満に応えるものであった。もしそうでなかったなら、今日まで生き延びることはなかったであろう。

1215年には既にその生き延びが困難になる兆候があった。公布後の数か月間に、マグナ・カルタは将来性のない失敗物であると思われるようになった。ジョンはローマ教皇にそれを無効にするよう働きかけていた。バロンたちも同様にそれを放棄しかけていた。彼らはジョンを廃位し、別人を彼に変わって王として選出していた。他ならぬフランス王の長男のルイ王子である。ルイはマグナ・カルタを保護するつもりはなく、1216年5月にイングランドに上陸したときには、それには全く言及しなかった。マグナ・カルタが生き残ったのは1216

年10月にジョンが死んだからである。ジョンの息子である9歳のヘンリ3世の未成年時代の政府は、ルイが国土の半分を支配しているという絶望的状况の中で、進む方向を完全に変更するという決定をした。その政府はジョンが拒絶し、ルイが無視したものを受け入れたのである。1216年11月、政府は若い王の名前で、マグナ・カルタの新版を発給した<sup>15)</sup>。政府は、一つにはこの譲歩のおかげで、戦闘に勝利すると、1217年11月に和平決着の一部として、マグナ・カルタの再改定版を発給した。更に1225年に、多額の課税案の承認を確保するために、ヘンリ3世は、マグナ・カルタの最終的そして決定版となるものを発給した。今日制定法集に生き残っているものはこのヘンリ3世の1225年版のマグナ・カルタであって、1215年のジョンのそれではない。実際に、13世紀にはマグナ・カルタと呼ばれていたのは、ヘンリの1225年版のそれであった。ジョンの1215年版は、しばしば、「ラニミードの特許状」とだけ呼ばれた。マグナ・カルタという名称そのものは、1218年に初めて、王有林を扱ったより小さい形状の特許状と区別するために、「大きい特許状」として現れた。王有林を扱った特許状を、ヘンリ3世は大特許状と並べて発給した。ジョンの特許状が中心的な位置を回復し、マグナ・カルタと呼ばれるようになったのは、17世紀になってからである。

マグナ・カルタは最初の1世紀間はほら吹き話に過ぎなかった、という解釈がしばしばみられる。大憲章は高度な原則を掲げてはいるが、実際には効果は無かったという説である。最近の研究に拠れば、この解釈は誤っている。まず第一に言うべきであるが、マグナ・カルタがよき統治のほやけた象徴に過ぎない、ということは全くなかった。それが実施された詳細は非常によく実証されている。そのことは1215年にすでに始まっている。よく言われたのは、1215年にマグナ・カルタの原本が州を管轄する州長官宛てに送られたので、各州に1通ずつ存在するというものである。実際には、証拠が示すところでは、大憲章は州長官宛てにではなく、司教や彼の居る大聖堂宛てに送られた。現存する4通の原本のうち2通は、リンカンとソールズベリの大聖堂にそのままある。あ



講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

る驚異的発見の結果、原本のうちの一つ（現在大英図書館にある2通のうちの一つ）は、かつてカンタベリ大聖堂に在って、それは1215年にそこ宛てに送られたことが確実視されている<sup>16)</sup>。大英図書館におけるマグナ・カルタ大展示会では、「カンタベリ・マグナ・カルタ」の名称で説明されていた。ジョンに反抗した勢力にとって、司教と彼の大聖堂とは、州長官や彼らのいた城よりは、はるかに安全な保管場所であった。結局のところ州長官は、マグナ・カルタにおいて非難される側の役人に他ならなかった。もし彼ら宛てにマグナ・カルタが送られていたなら、それはその後まもなく城の炉の中へ放り込まれていたであろう。これに対して司教は大憲章の第1条が教会の特権を保護していることから、それを保存し公言する十分な理由があった。

大聖堂に送られた原本だけが、1215年版マグナ・カルタを知る手がかりの源という訳ではない。新しい研究に拠れば、かなりの数の非公式写本が王国各地に流布した<sup>17)</sup>。これらのうち多くは最終版の、権威のある写本という訳ではなく、ラニミードでの交渉の間に生み出された草稿に由来するものであった。このようにしてマグナ・カルタに関する情報が拡散しつつあったということから、大憲章が生き残った理由を説明し得るであろう。ことの始まりから、マグナ・カルタは政治的共同体の心情と精神の深くにまで根をおろしつつあった。であればこそ、ヘンリ3世の未成年時代の政府がそれを再版するという重要な決定を敢行したのである。1215年版マグナ・カルタの複写も13世紀を通じて行われ続けた。同様に1217年版や1225年版の複写もなされた。それらの写本類は年代記や、カーテュラリ、そして法律家を作る法文書集成の中に見出される。[後代の写本の] 各条文にはしばしば番号が振られており、説明されたり、分析されたりしており、異なる版の写本の間相違点が指摘されてもいる。その例をお目に掛けよう。（訳注3）

マグナ・カルタの確立にとってもう一つの重要な要素は、ヘンリ3世による最終的決定的な1225年版マグナ・カルタによってなし遂げられた、非常に特別なその位置づけである。マグナ・カルタの初期の版—つまり1215年のジョンの

それや、1216、1217年のヘンリ3世のそれら一に被さる影と誰もがみなした箇所がある。もしかして、初期のマグナ・カルタは、実際の戦闘とか起こり得る戦争を惧れた国王からひきだされたものなのか。国王はそれらが力づくで引き出されたものなので無効であると主張することは、いつの場合にも、出来なかつたのであろうか。1225年版のテキスト自体が述べているのは、マグナ・カルタは王国全体によって彼に与えられた税の見返りに、国王によって譲与されたということであった。言い換えれば、それらは合意の上での文書であり、国王と彼の臣下との間の自由意思での取引の一部であった。それらは最早強制の産物とは見做せない。このような新しい位置づけの象徴或いは規定として、1225年版のマグナ・カルタは、王国の全ての高位の良き人々、たとえ彼らが内乱の際にどちら側に属したとしてもそれに関わりなく、彼らによって立会された最初の文書となった。かつての反乱者たちが、当時の国王派の人と肩を並べることになった。マグナ・カルタが少し後に、ドーセットのサーン修道院のカーテュラリに複写された時、その書記は立会人リストの目新しさと重要性を大事に感じて、それを丹精込めた筆法で、ヘンリ3世治世の9年目の2月11日という文末尾の日時と並べて、司教、大修道院長、伯、バロンを分類して列举し、しかもそれらを大文字で記載した。マグナ・カルタに新しくつけられた前文も重要である。それが強調するのは、国王は自己の自由意思で行動し、王国のすべての者宛てにマグナ・カルタで述べられた特権を譲与したことであり、その結果最早、自由人に対してだけ与えられたものではないという点である。マグナ・カルタの社会的階層の範囲は拡大した<sup>18)</sup>。更にマグナ・カルタの位置づけを拡大する最後の手が打たれた。それが今や同意を経た、つまり議論を生むのではない文書となった結果、イングランド司教たちはカンタベリ大司教のステイーヴン・ラングトンに導かれて、初めて、それに背くものは破門するとの脅しを以て、大憲章を支持することが出来たからである。

もちろんマグナ・カルタがよく知られ、また広く受け入れられたという事実は、必ずしもそれに従って統治が為されたことを意味するわけではない。規定

講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

が守られなかったという不満は、13世紀を通じて常に現れている。実際には、適用を強制するための国制上の方法が、発動可能な状態にあった訳ではない。1215年には最初の大憲章の規定の下、それを強制する権限を伴った25人のバロンが任命された。しかしこの「保証条項」はその後の全ての版からは省かれている。それが内乱への対処法であったからである<sup>19)</sup>。教会が違反者への破門の宣告を表明したことは、マグナ・カルタに威信を与えたが、しかし硬直した国王官僚を思い止まらせ得たようにはとても見えない。しかし不満があったにも拘らず、国王権の行使に、マグナ・カルタが大きな変化を作り出したという良い証拠がある。重要な条文のいくつかは、実際に適用された。伯やバロンの相続上納金は、ジョンは時には何千ポンドも課していたが、押しなべて100ポンドに定められた。未亡人は最早、自らの財産を確保したり、強制的再婚を避けるために金を支払う必要はなくなった。裁判が金で取引されるものではなくなった。概していえば、国王が最早人々から彼らの所有権を不法に、また裁判判決なしに奪うことは無くなった。王個人の権限も収益も大いに縮小した。ヘンリ3世の統治と彼の父のそれとの違いを総括しているのは、ファイン・ロールズに記録されているように、譲与や好意的計らいの見返りに、国王へ差し出す金銭提供に見られる差である。ジョンの下では提供された金額は各年約2万5千ポンドであった。ヘンリの下ではそれは平均して4千ポンドである<sup>20)</sup>。国王が恣意的手段で臣下から金を引き出す権限は崩壊した。マグナ・カルタは実際に効果を持ったのである。

マグナ・カルタは別のやり方で、従来とは異なる君主制の将来像を指し示すことになった。というのは大憲章が、課税に基礎を置く議会制国家への基礎を定めたからである<sup>21)</sup>。恣意的やり方で金銭を引き出すという王個人の権限がマグナ・カルタによって制限された結果、国王は不足を埋めるために王国の全ての人によって支払われる税に、ますます期待することになった。実際、これが不足を埋める唯一の方法であった。しかしここで再びマグナ・カルタが効いてくる。何故ならその規定では、そのような課税は王国共通の同意が必要だった

からである。すなわち間もなくパーラメントと呼ばれるものの同意である<sup>22)</sup>。時が下って、パーラメントの権力の強力な梃子、すなわち課税への統制力が現れており、それはマグナ・カルタのおかげでそうなったのである。ジョンの相続人であるヘンリ3世とエドワード1世が直面した主たる課題は、そのようなパーラメントの同意を如何にして獲得するかであった。この点でマグナ・カルタ自身がその将来への道筋を示した。国王による統治をより少なくではなく、より多く必要とする唯一の分野は、コモン・ローの分野であった。すなわち人々が用いた司法手続きであり、それは王国全体に共通し、それによって保有権をめぐる紛争が国王法廷において決着をつけられ得るものになった。このような要求に応え、国王裁判をより利用しやすくするために、王権は新しい土台の上に基礎を置くことが可能となった。ヘンリ3世はその目標に向かってある程度歩みを進めた。エドワード1世はそれを達成した。こうしてマグナ・カルタは中世後期の国家の二つの柱のために、基礎を敷いたのである。すなわちパーラメントに承認された課税とコモン・ローの手続きである。

その世紀の終わりまでには、様々な版・形式においてはあるがマグナ・カルタは社会の上から下までの人知られていた。1300年には王国の人々の一般的言語である英語によって宣言された。ほぼ同じ頃、エセックスのボキング、そこは後の農民一揆の中心地となるのだが、その農民によってマグナ・カルタが彼らの主張の根拠とされた<sup>23)</sup>。マグナ・カルタはまた国王個人の働きぶりにも深い影響を与えた。無法な統治と法による統治との分水嶺となった。マグナ・カルタが世界中に拡大するための出発点を確立したのである。

訳注1 講演当日カーペンター教授がパワーポイントで示された画像は、Carpenter, *Magna Carta*, Penguin の表紙の図柄である。かつてカンタベリ大聖堂に保存されていたもので、1733年に製版家の John Pine によって1215年版のマグナ・カルタが、バロンたちの家紋を周囲に配した形で製版された。その後、カンタベリ・マグナ・カルタは毀損され、判読不能状態になり、現在は大英図書館に所蔵されている。ホルト、森岡訳『マグナ・カルタ』、532頁。

講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

訳注2 「バロンの条項」の第9条を指す。「農奴は、工作されている土地を除いて、…近隣の評判の良い人々の宣誓証言によって憐憫金を課せられるものとする。」（ホルト、森岡敬一郎訳『マグナ・カルタ』慶応義塾大学出版会、517頁。）

訳注3 カーペンター教授は講演当日、異なる版の複数の画像をパワーポイントで提示された。それらの写本の中の加筆箇所の一貫性から、同一写本の配布が確認されると説明された。

デイヴィッド・カーペンター教授 セミナー  
「ヘンリ3世治世 1216-1272年」  
2018.10.17 関西大学

I ヘンリ3世治世 1216-72 アウトライン

1, 治世の特徴

・平和が続いた, 1217-1263。

スコットランド王, フランス王, ウェールズ領主との和平協約。

王妃の権限が復活した。プロヴァンス伯娘イリナー・ド・プロヴァンスとの結婚。

市場や祭市のネットワークが活発になった。

貨幣供給量が拡大した。

大聖堂の建設, ソールズベリー, リンカン, ウェストミンスターなど。

托鉢修道会が来英し, 司牧を重視する司教の神学上の業績が現れた。

しかし

・人口急増に見合う食糧生産が追いつかず, 小規模自由保有者や農奴にとっては飢饉が迫る。

ユダヤ人への迫害と最終的追放 (1290)。

マグナ・カルタ以後の平和は, 最終的にはレスタ伯シモン・ド・モンフォールに関係する紛争に至った。

## II 政治と国制：革命と改革 1258-59, 1263-65

- ・オクスフォード条款1258-59 マグナ・カルタ（1215）よりも革命的で広範な改革。  
バロン反乱者15人が国政主導権を掌握した。
- ・国王寵臣による評議会政治から，国政におけるパーラメントの役割の拡大へ。
- ・地方統治制度の改革：州長官が地方在住の騎士層から選ばれる制度への改革。
- ・国王役人や諸侯の一部も改革に合流することを余儀なくされた。
- ・外国出身者への反感：1263年に異邦人に敵対的な制度が作られた。
- ・国制における王国共同体概念の拡大：1265年1月パーラメントへ州の騎士と都市民の召集。庶民院の萌芽。

## III ヘンリ3世の個性

- ・父ジョンとの対比：敬虔，妻とその家系への従順さ，ミサの順守，喜捨，エドワード証聖王への敬意，ウェストミンスター大聖堂の改修。
- ・ユーモアのある人物だが，イングランド各州への旅や移動が少ない。平和志向。

### ヘンリの統治

- ・マグナ・カルタは維持された。1225年に最終版となるマグナ・カルタと御料林憲章が再版された。1215年当時の重要な条項は維持された。例：諸侯の相続上納金は100ポンドとして制度化する。裁判は売りものにされない。未亡人は再婚を強制されないなど。

ファイン・ロールズの証拠からも，ヘンリのマグナ・カルタ遵守は証明され得る。恩顧の見返りとしての国王への献金額は，ジョン時代に年25000ポンドであったが，ヘンリ時代には年4000ポンドになった。

### ヘンリによる王国統治の問題点

- ・マグナ・カルタの規定への違反，王の間違ひの修正を強制し得る制度の不在。

講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルターその歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

ヘンリによる正義不履行。教会への搾取といった一般的な不満。マグナ・カルタには是正機能がない。

- ・外人寵臣への恩顧配分。王妃の叔父のサヴォワ伯家貴族や、ポワトゥのリュジヤン家の異父兄弟やその従者たちへの恩顧配分。宮廷内での党派争い。
- ・シシリー問題：1254-58年。教会勢力がヘンリ支持者から離れた。ヘンリは拙劣な国王なのか。
- ・国制改革の失敗。聖王と言われたフランス王ルイ9世との対比，大法官の称号が消える（1244-53年），最高司法官が不在となる（1234-58年），州長官や裁判官による住民への抑圧。
- ・寵臣への恩顧配分，訴訟幫助。
- ・州の共同体がヘンリ支持から離れる。騎士や自由農民。

→「国王の愚かさ」がイングランドに「愚かな国家」を作ってしまった。

- ・その結果，1258年には：①宮廷内革命，カウンシルの改造：②ヘンリから権力を剥がし，バロンたちが法を機能させ，地方統治を改革する主導権を掌握する策を計画。

シモン・ド・モンフォール（レスタ伯）

- ・アルビジョワ十字軍指導者シモン（レスタ伯）の息子，1230年来英し，レスタ伯位の相続を希望。1238年王妹エレナと結婚。
- ・1258年 国制改革運動の指導者になり，1263年からは唯一の指導者になった。1264年5月リュイスの戦いで勝利し，1265年8月イヴシャムで戦死。その間オクスフォード條款に基づいて王国を統治した。

シモンを指導した理念は何か

- ・ヘンリへの軽蔑「シャルル単純王のように，去るべきだ。」
- ・具体的な不満：シモンの妻エレナへの寡婦産をめぐる不満。代替地宛行の不足。
- ・イデオロギー的不満（正義に基づく改革を志向）：モンフォールは1259年に遺言残す，ヨブ記からの引用。リンカン司教グロステスト，フランシスカン

のアダム・マーシュの影響。

- ・シモンの個性が原因で諸侯間の分裂，その結果，王国共同体の分裂へ（朝治教授説参照）。
- ・シモン派以外の人による革命の正当化としての「リュイスの歌」1264年。

#### シモンが登極したわけ

忠実な従者の存在。武者としての指導力，政治的明敏さ。

#### シモンの失敗因

独善的個性が不和を呼ぶ。オクスフォード條款が国王権を侵害したという疑念。シモン体制を支えたのは，国王を捕虜にしているという事実。

#### (否定的) 遺産

オクスフォード條款のような改革には将来性がないという事例を残した。（これに対して）あり得たのは国王の廃位。（ヘンリに適用されたかも）

マグナ・カルタ当時以後久々の，政治に起因する暴力事件としての改革運動。シモン死後も騒乱は続いた。

#### 積極的意義

エドワード1世は改革運動から学んだ。彼は偉大な「法の制定者」，恩顧配分の適正化，騎士と都市市民を議会に召集する慣習の制度化。

### IV マグナ・カルタから議会制国家へ

マグナ・カルタは国王のかつての収入方法を改めさせ，恣意的収奪を禁じた。ノルマン征服時に征服王がサクソン人から獲得した土地は，授封や寄進によって減少していた。ヘンリ3世時代には国王は王国住民への課税による収入をもとめた。マグナ・カルタにより担税者の同意が必要となっていたため，パーラメントと呼ばれる諸侯の同意を得る会議を召集した。ヘンリの不人気な政策により，1237-70年には課税への同意が得られなかった。この時点でパーラメントの威力が明確化。エドワード1世は国政参加者の範囲を拡大し，その結果課税同意を勝ち得た。その後，議会制国家への道が生じた。



講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

マグナ・カルタにはもう一つの論点が残っている。1215年のマグナ・カルタでは、課税への同意は有力諸侯の会議によって国王に与えられた。まだ代表制の要素は無く、庶民院は無かった。これに対してヘンリ3世治世には、騎士と都市民のパーラメントへの登場が見られた。このこと（1258-65年に騎士と都市民が果たした政治的役割）の背後には、社会のバランスの変化が横たわっている。しかしこれは別の論点への道を開くことになる。

## 注

- 1) この場面の同時代人による最良の記述は、『ラルフ・オヴ・コギシャルのイングランド年代記』である。ed. J. Stevenson, (Rolls Series, London, 1875), p. 172. 年代記作者マシュー・パリスは、「英語のラニミードは協議の草地を意味する」と説明している。それは「古来王国の和平についての話し合いが行われた場所である」と述べる。 *Matthaei Parisiensis Historia Anglorum*, ed. F. Madden, 3 vols. (Rolls Series, London, 1866-9), ii, p. 153.
- 2) D. Carpenter, *Magna Carta* (Penguin Classics, 2015), pp. 461-70 には用語集のページがあり、これらの用語や、その他の同時代の専門用語についての説明がみられる。
- 3) 1215年版のマグナ・カルタの各条文についての詳細なコメントは、ヘンリ・サマソンによって、マグナ・カルタ・プロジェクトのウェブ・サイトに掲載されている。  
<http://www.magnacartaresearch.org>
- 4) 生き残っている条文や、廃棄された条文については、次のウェブサイトの「Magna Carta repeals」という箇所を参照されたい。  
<http://www.legislation.gov.uk/aep/EdwIcc929/25/9/contents>
- 5) 「ガーディアン」紙、2015年11月5日付。  
<http://www.theguardian.com/politics/2005/nov/05terrorism.terrorism>  
マグナ・カルタのその後の歴史と、特にアメリカにおけるその影響力については、次のヴィンセントの著作が秀逸である。N. Vincent, *Magna Carta: Origins and Legacy* (Bodleian Library, 2015).
- 6) カロリング時代にも同様の考え方が見られたことが、述べられている。J. L. Nelson, 'Bad kingship in the earlier middle ages', *Haskins Society Journal*, 8, 1999, pp. 1-26.
- 7) 例えば以下の文献を参照。R. Altamira, 'Magna Carta and Spanish medieval jurisprudence', in H. E. Malden, ed., *Magna Carta Commemoration Essays* (London, 1917), pp. 227-43; T. N. Bisson, 'An "Unknown Charter" for Catalonia (A.D. 1205)' in his *Medieval France and her neighbours* (London, 1989), pp. 199-212; N. Vincent, 'English

- liberties, Magna Carta (1215) and the Spanish connection', in 1212-1214: *El trienio que hizo a Europa: Actas de laXXXVII Semana de Estudios Medievales de Estella 2010* (Pamplona, 2011), pp. 243-61.
- 8) ジョンの金銭要求に関する重要研究は以下の諸作である。J. C. Holt, *The Northerners: A Study in the Reign of King, John* (Oxford, 1961), chapter 9 'The loss of Normandy and its consequences'; N. Barratt, 'The revenue of King John', *English Historical Review*, 111 (1996), pp. 835-55; and compare N. Barratt, 'The English revenue of Richard I', *English Historical Review*, 116 (2001), pp. 635-56.
  - 9) Carpenter, *Magna Carta*, pp. 79-80. ジョンに関する伝記としては次の3研究が優れている。W. L. Warren, *King John, new edition* (New Haven and London, 1997); S. Church, *King John: England, Magna Carta and the Making of a Tyrant* (2015). M. Morris, *King John: Treachery, Tyranny and the Road to Magna Carta* (2015).
  - 10) この点に関しては Carpenter, *Magna Carta*, ch.4 and ch.5 を参照されたい。
  - 11) K. Asaji, *The Angevin Empire and the Community of the Realm in England* (Kansai U. P., 2010), pp. 38-42.
  - 12) この当時の農奴に関する法に関しては、次を参照。P. R. Hyams, *King, Lords, and Peasants in Medieval England: The Common Law of Villeinage in the Twelfth and Thirteenth Centuries* (Oxford, 1980). まさに進路を開く研究である。
  - 13) *Bracton on the Laws and Customs of England*, ed., G. E. Woodbine, translated with revisions and notes by S. E. Thorne, 4 vols. (Cambridge, Mass., 1968-77), ii, p. 89.
  - 14) 次を参照されたい。 *The Treatise on the Laws and Customs of England commonly called Glanvill*, ed. G. D. G. Hall (London, 1965), p. 106. この引用に関してはジョン・ギリンガムの示唆を得た。
  - 15) マグナ・カルタの新版の条文一覧とその原文書の写真については次を参照されたい。Vincent, *Magna Carta: Origins and Legacy*, pp. 204-71.
  - 16) Carpenter, *Magna Carta*, pp. 477-80. マグナ・カルタの原本が大聖堂宛てに送られたという仮説を最初に提案したのはローランズである。J. W. Rawlands, 'The text and distribution of the writ for the publication of Magna Carta, 1215', *English Historical Review*, 124 (2009), pp. 1422-31.
  - 17) 次のウェッブページを参照されたい。 <http://www.magnacartaresearch.org> の Copies of Magna carta のページ。
  - 18) 1215～1258年の間に共同体の概念が発展したことについては次を参照されたい。Asaji, *The Angevin Empire and the Community of the Realm in England*, ch.2.
  - 19) この点の議論について次を参照。Asaji, *Angevin Empire*, pp. 44-5.
  - 20) Carpenter, *Magna Carta*, pp. 457-8.

講演：デイヴィッド・カーペンター「マグナ・カルタ—その歴史的意義、新視角、新史料」及び、セミナー「ヘンリ3世治世 1216-1272年」—翻訳と解説（朝治）

- 21) D. A. Carpenter, 'Between Magna Carta and the parliamentary state: the fine rolls of King Henry III', in *The Growth of Royal Government under Henry III*, ed. D. Crook and L. Wilkinson (Woodbridge, 2015), pp. 9-29.
- 22) 1215年版のマグナ・カルタのこの条文は、その後の版では省かれている。しかし実際には有効に適用され続け、その都度効力を発揮した。
- 23) Carpenter, *Magna Carta*, pp. 435, 457-8.